

北海道告示第10944号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年6月26日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その6)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 新型コロナウイルス感染症相談窓口設置事業 新型コロナウイルス感染症相談窓口設置事業は、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口として、「受診・相談センター」等を設置することにより、公衆衛生の向上を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。）のうち知事が適当と認める者</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置、運営を行うために必要な賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信費、運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p>		

注1 また書及び「補助金等の交付に関する権限の委任」欄は、補助金等の交付の決定等に関して知事の権限を委任する事務又は事業がある場合に記載することとし、「補助金等の交付に関する権限の委任」欄には受任者の職を記載すること。

2 補助金等の額の算定に当たり、寄附金その他の収入金を控除する必要があるときは、「補助率等」欄に、「寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。」と記載すること。

3 交付申請書の提出期限は、原則、具体的日付を記載すること。

4 「摘要」欄には、書類の経由その他必要な事項を記載すること。